

2024年10月31日(木)
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、河野
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、荒木
内線 3050、3045
ダイヤル 052-954-6225

武豊町における土壌汚染について

にちゆ
日油株式会社(東京都渋谷区)が、武豊町内の同社愛知事業所武豊工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

日油株式会社

(2) 報告年月日

2024年10月31日(木)

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県知多郡武豊町字南小松谷^{みなみこまつだに}10番及び15番の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 /調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	0.042mg/L (4.2倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0.6~1.3m	2/444
ふっ素及び その化合物	2.0mg/L (2.5倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0~1.0m	5/444

注1:()内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 /調査区画数 ^{注4}
鉛及び その化合物	330mg/kg (2.2倍) ^{注3}	150mg/kg 以下	0.8~2.0m 2.1~2.6m	4/444

注3:()内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注4:調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装等又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌の掘削除去及び地下水モニタリングを実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

日油株式会社 愛知事業所 業務部 総務グループ

住所：愛知県知多郡武豊町字北小松谷 61 番地 1

電話：0569-72-1221

4 調査対象地の概要

(1) 面積

39,494.88 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1920年代頃から現在まで、化薬事業を行う工場の敷地の一部です。

1977年以前は山林であり、その一部はクレー射撃場として利用されてきました。また、1977年以降は化薬事業を行う用地として利用されています。

今回汚染が判明した鉛及びその化合物は、クレー射撃場で使用された弾丸に含まれていた可能性があります。また、ふっ素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)